長野県森林土木調査等業務仕様書 主な改正内容

令和3年10月 森林政策課

主に林野庁森林整備保全事業調査、測量、設計業務標準仕様書及び建設部設計業務等共通 仕様書の改正に基づき、長野県林業土木調査等業務仕様書(林務部)を改正し適切な業務の 執行を図る。

1 改正対象

長野県林業土木調査等業務仕様書〔令和2年11月1日適用〕

- 2 改正の主な内容
 - (1) 仕様書の名前を「林業土木」から「森林土木」へ名称改正
 - (2) 第1編地質・土質調査業務、第2編測量業務、第3編設計業務共通
 - ア 第2節 用語の定義

「書面」とは、「記名(署名又は押印を含む)したものを有効とする」に改正、「連絡」 「電子納品」「情報共有システム」を追加

イ 第1編第21節、第2編第22節、第3編第20節 修補

「検査員は検査の結果、当該業務を適切と認められないときは、合否判定を保留し、修 補処理規程に基づき、検討会議に諮るものとし、その結果を発注機関の長に通知する」を 追加

- (3) 第1編 地質・土質調査業務
 - ア 第18節 成果物の提出

機械ボーリングで得られたボーリング柱状図等について、発注者が指定する地盤情報 データベースへの登録を追加

- イ 第7節 孔内水平載荷試験(プレッシャーメータ試験) 孔内載荷試験に改正(試験方法及び器具の改正)
- (4) 第3編 設計業務

第3章治山設計業務、第1節第2治山ダム工実施設計(4)ア 本体工設計(カ)魚道工 (カ)魚道工を削除

3 適用年月日

令和3年11月1日以降に起工起案する委託から適用